

南国市技能功労者表彰

我がまちの名工六人

十一月二十一日、永年同一職業に従事し、優れた技能を社会発展のために役立て、功績のあった技能職者を顕彰する「南国市技能功労者表彰式」が市役所で行われました。これは、地場産業発展の一助となればと、ことし初めて制定されたものです。受賞者の皆さんをご紹介します。



山口 南海さん
45歳（铸造：十市）

鋳物の基礎的技術（手込め）を習得し、作業のコンピュータ化が進む中、培われた基礎的技術・経験を生かし、従来の燃料をコークスから重油にするなど、工場のクリーン化や、生産の向上・不良率の低減に努めている。



山崎 清重さん
73歳（鍛造：植田）

卓越した技能で50余年間、伝統産業である土佐打刃物（土佐鎌）の製造を続け、その名声を全国に博す。また、県鎌生産者協議会長として、組織強化・販路開拓・技術向上に努め、土佐刃物業界の高揚に寄与している。



中内 眞幸さん
69歳（板金加工：篠原）

永年農業機械の板金プレスに携わり、旺盛な研究心などにより培われた技術力で、農業界の技術進歩に大きく貢献。また、市場のあらゆるニーズに豊富なアイデアと技術力で応え、板金業界の発展に寄与している。



山岡 隼さん
58歳（溶接：大浦乙）

高度な溶接技術を習得し、建設機械などの厚物専門溶接修理やパケット（建設機械）の製作を手がけ、称賛された。溶接に関しては材料を問わず、他社に負けない技術力を持ち、地域産業の進捗に大きく貢献している。



山中 昭男さん
58歳（鉄工：大埔甲）

農林業・一般機械部分製造に従事し、責任感と粘り強さを持って技能の向上に努め、新製品を次々に開発。特許を取得し、地域産業の振興に貢献した。また、業界の指導的な役割を果たし、技術の向上に努めている。



耕崎 国夫さん
56歳（鋼構造物製造：立田）

一級建築施行管理技師など、その他多数の資格を取得し、業界でのリーダーシップを発揮。また、技術の向上に努め、高い評価を受けるとともに業界全体の地位向上のため、常に前向きな姿勢で取り組んでいる。



保育所に入所を希望する保護者は

平成十年四月から子どもを保育所に入所させたい保護者の皆さん、入所申し込みは次のとおり、各保育所で面接して受け付けます。

平成10年度 保育所入所面接日程

とき	面接場所	時間
1/16(金)	十市保育所	9:30~12:00
19月	浜改田保育所	9:30~12:00
	大湊保育所	13:30~15:30
	長岡東部保育所	9:30~12:00
20火	国府保育所	13:30~15:30
	大窪保育所	9:30~12:00
21水	あけぼの保育所	9:30~12:00
	岩村保育所	13:30~15:30
22木	岩村保育所	13:30~15:30
	長岡西部保育所	9:30~12:00
23金	吾国保育所	9:30~12:00
	明見保育所	13:30~15:30
26月	福生保育所	9:30~12:00
	里保育所	13:30~15:30
27火	同豊保育所	9:30~12:00
	久礼田保育所	13:30~15:30
28水	後免野田保育所	9:30~12:00
	市役所民生課	9:30~15:00
29木	市役所民生課	9:30~15:00

※問い合わせは、民生課保育管理係まで

市立幼稚園入園申し込みは1月12日~2月2日までに

平成10年度の市立幼稚園（白木谷・瓶岩）の園児を募集します。

対象 5歳児、4歳児、3歳児で選考のうえ許可します。

（平成4年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた、3歳から5歳までの幼児）

申し込み期間

1月12日（月）~2月2日（月）まで

※申請用紙の請求・問い合わせは、
白木谷幼稚園（☎1525）
瓶岩幼稚園（☎1212）
または、市教育委員会まで

人権と二十一世紀へ向けて⑦

「人権擁護施策推進法」①

一九九六年十二月、第百三十九臨時国会において、「人権擁護施策推進法」が制定されました。戦後、新憲法の下で平和が保たれ、高度な経済成長を達成し、民主主義は国民に広まってきました。しかし、憲法ですべての国民の基本的な人権尊重がうたわれているにもかかわらず、私たちの周りには同和問題・女性差別・障害者差別・民族差別などもとより、新しいものとして、エイズやO-157感染症に対する差別の現況が数々あります。また、昨年の総理府の世論調査でも「人権侵害が増えた」と答えた人が四割ちかくもいました。

このような状況や人権問題の国際的潮流などから、国は憲法第十四条（法の下の平等）の理念を広く国民一人ひとりに徹底していくための施策の推進、二十一世紀にふさわしい人権侵害救済制度を確立することが必要となってきました。そこで、国の責任のもとに人権擁護施策の推進を図ること、それに必要な体制を整備するため、「人権擁護施策推進法」ができました。この法律の重要な柱は、次の三つのことです。

- ①人権尊重の教育と啓発の施策を推進する
- ②人権侵害を受けた人の救済についての施策を推進する
- ③これらを図る責任と義務として実行するため、人権擁護推進委員会を設ける

この法律で注目したいことは、差別意識の解消に向けた教育・啓発、人権侵害による被害者救済にかかわって調査審議をするため、「人権擁護推進審議会」を法務省内に置くことにしています。また、この法律は五年間の時限法ですが、同審議会が「教育・啓発」は二年をめぐり、「人権救済」は五年をめぐり、関係各大臣に意見を述べることになっています。その中に内閣総理大臣が入っていることは、審議会からの意見が、単に関係大臣にとどまらず、内閣全体にかかわるよう位置づけられているからで、さらに、臨時国会での審議の中で衆参両院とも「付帯決議」をつけて、審議会の答申などについては「最大限に尊重し、答申にのっとり、法的措置を含め必要な措置を講ずること」を求めています。

今後、審議会がどれだけ実効性のある答申をたし、それを国がどう人権施策へ反映させるのか、期待されています。